

令和4年10月25日

個人住民税の諸課題

自治税務局市町村税課

1. 個人住民税の税率等

個人住民税の概要

○ 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率（年額）
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

所得割 納税義務者の前年の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

合計10%（一律）

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

利子割 **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5%

※利子割については、金融機関等の所在地団体が課税。

個人住民税

「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月）（抄） 「個人所得課税の課題」より

(1) 個人所得課税の基幹税としての役割と負担のあり方

（中略）経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは今後とも重要であり、個人所得課税は引き続き基幹税として税体系において中心的な役割を担うべきであると考えます。

(2) 課税ベースとしての所得のあり方

（中略）経済社会の構造変化を踏まえて、控除のあり方や各種の所得計算の枠組みなど課税ベースとしての所得のあり方について見直しを行う際には、個々別々に見直すのではなく、総合的に見直していく必要があると考えます。

(3) 所得再分配機能のあり方

累進性を有する個人所得課税は税制全体の中で所得再分配機能の中心的な役割を果たしています。（中略）個人や企業の経済活動が多様化することにより、所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要です。

(4) 制度の簡索性

（中略）個人所得課税は広範な経済取引や多数の納税者に関わる税目であるだけに、納税者に分かりやすい簡素な税制が求められます。

(5) 個人住民税のあり方

個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格（応益性）を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。

個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）（概要）

2. 「働き方やライフコースの多様化等への対応」

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・ 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要
- ・ 個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・ 働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要。
- ・ 貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・ 金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

個人住民税均等割の概要

○ 均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとしての位置付け。

※ 均等割の納税義務者数は約6,400万人、所得割の納税義務者数は約5,900万人

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 平成25年度	平成26年度 ～
市 町 村 民 税	標準税率										
	①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
	道府県民税 (標準税率)	—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

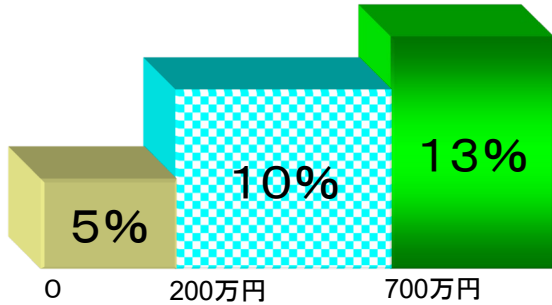
(※) 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

個人住民税の税率構造

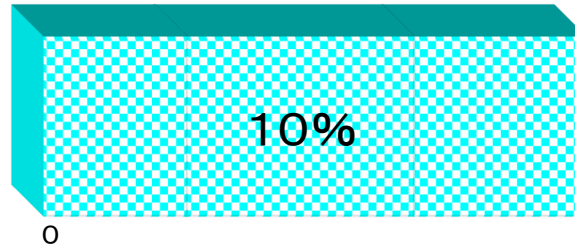
- 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。
- 都道府県別の人口一人当たり税収額の最大／最小は、平成18年度に3.3倍であったものが、令和2年度には2.5倍となっている。

(～平成18年度)

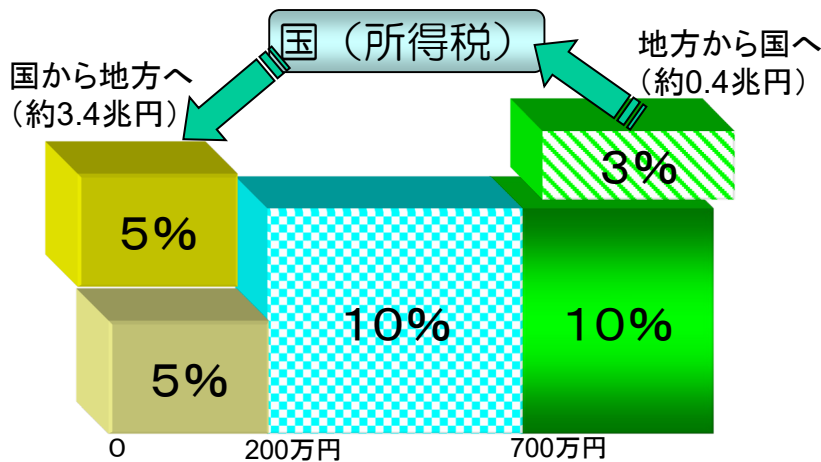


(平成19年度～)

10%比例税率化

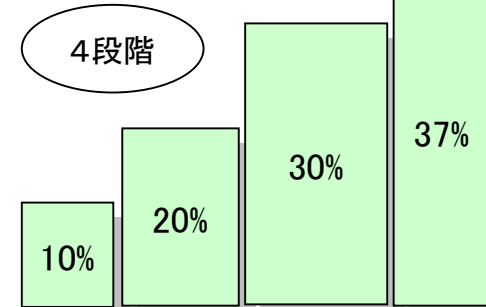


国から地方への 税源移譲 (3兆円)

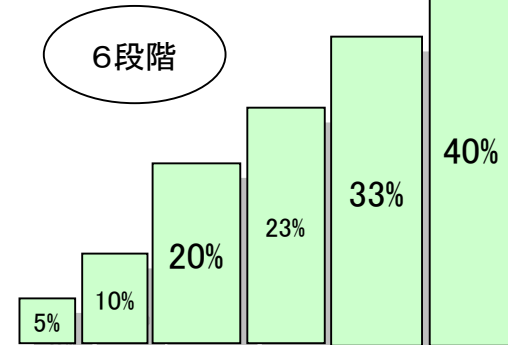


<参考>所得税率

(～平成18年)



(平成19年～平成26年)

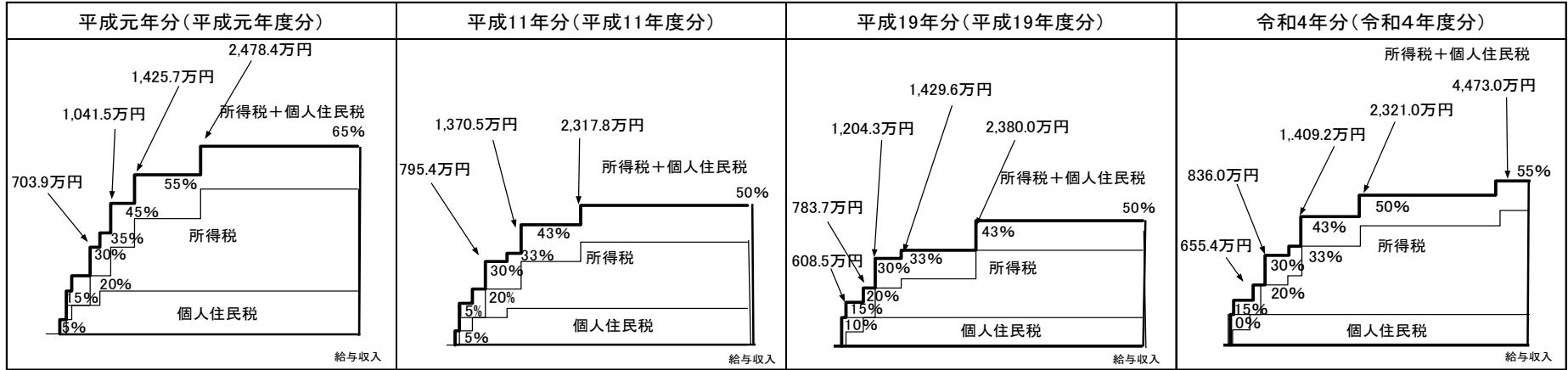


(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

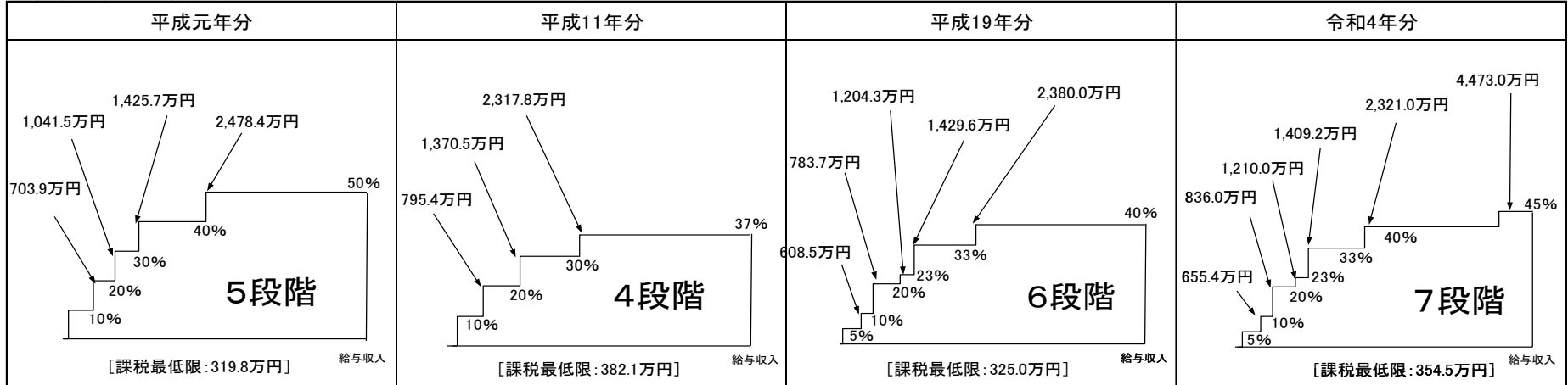
○ 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化

○ 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

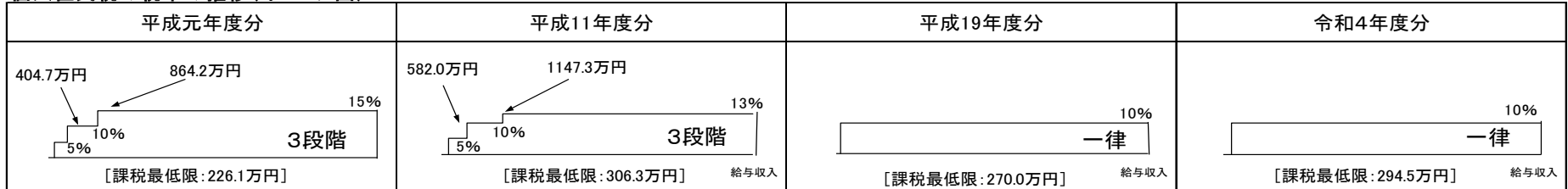
個人所得課税の税率の推移



所得税の税率の推移(イメージ図)



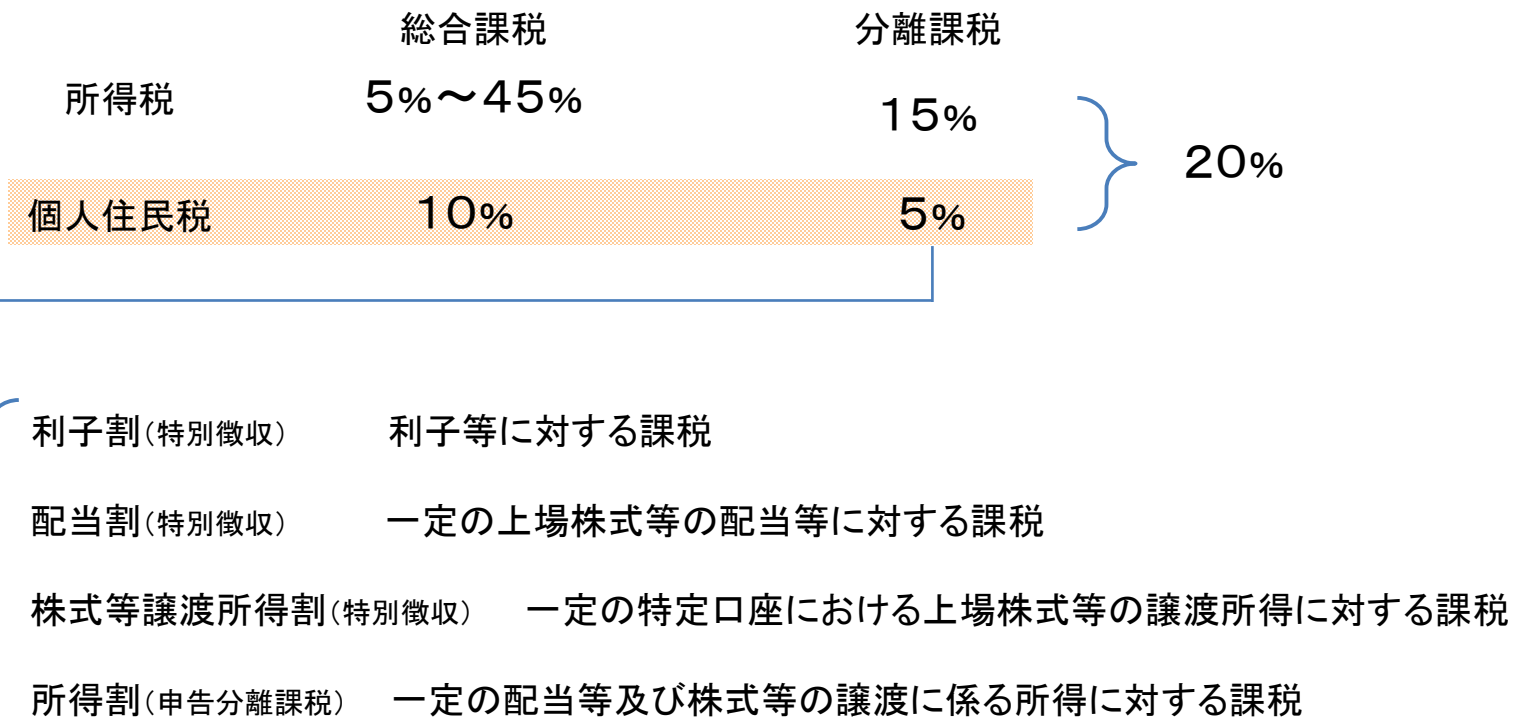
個人住民税の税率の推移(イメージ図)



- (注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。
 2. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。
 3. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。(平成19年分~26年分は、所得税の最高税率は40%)

個人住民税における利子等に対する分離課税

- 利子、配当、株式等譲渡益等に対する課税は、所得税と個人住民税が一体として設計。個人住民税については、総合課税(10%)とは異なる分離課税の税率(5%)が適用されている。
- このため、高所得者ほど合計所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合が高い状況を踏まえると、個人住民税においても、高所得者ほど負担率が低くなる傾向があると考えられる。



※配当等については、総合課税される場合がある。

分離所得課税に係る所得税と個人住民税の税率について

所得の種類		所得税	住民税 (※1)	比率 (総額のうち住民税の 占める割合)		
土地・ 建物等	長期譲渡所得 (譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年を超えるもの)	一般所得分(租31、地附34)	15%	5%	3:1(25.0%)	
		優良住宅地等の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租31の2、地附34の2)	課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 2,000万円以下の場合	10%	4%	5:2(28.6%)
			課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 2,000万円を超える場合(※2)	15%	5%	3:1(25.0%)
		10年超所有する居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租31の3、地附34の3)	課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 6,000万円以下の場合	10%	4%	5:2(28.6%)
	課税長期譲渡所得金額が ^{※2} 6,000万円を超える場合(※3)		15%	5%	3:1(25.0%)	
	短期譲渡所得 (譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年を超えないもの)	一般所得分(租32、地附35)	30%	9%	10:3(23.1%)	
軽減所得分 (租32、地附35)		土地等を国や地方公共団体に譲渡した場合等 (租28の4、地附33の3)	15%	5%	3:1(25.0%)	
金融	利子・配当等	預貯金利子(租3、地71の6)等	源泉徴収(住は利子割)	15%	5%	3:1(25.0%)
		上場株式等の配当等 (租8の4、地71の28、地附33の2)等	源泉徴収(住は配当割)	15%	5%	3:1(25.0%)
	申告分離課税		15%	5%	3:1(25.0%)	
	株式等譲渡所得	上場株式等に係る譲渡所得等 (租37の11、地71の49、地附35の2の2)	源泉徴収(住は株譲割)	15%	5%	3:1(25.0%)
			申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)
		一般株式等に係る譲渡所得等 (租37の10、地附35の2)	申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)
先物取引に係る雑所得等(租41の14、地附35の4)	申告分離課税	15%	5%	3:1(25.0%)		

※1 市町村民税:道府県民税の割合はいずれも3:2(所得割については、指定都市に住所を有する者は4:1)

※2 このうち2,000万円以下の部分は、所得税10%、個人住民税4%

※3 このうち6,000万円以下の部分は、所得税10%、個人住民税4%

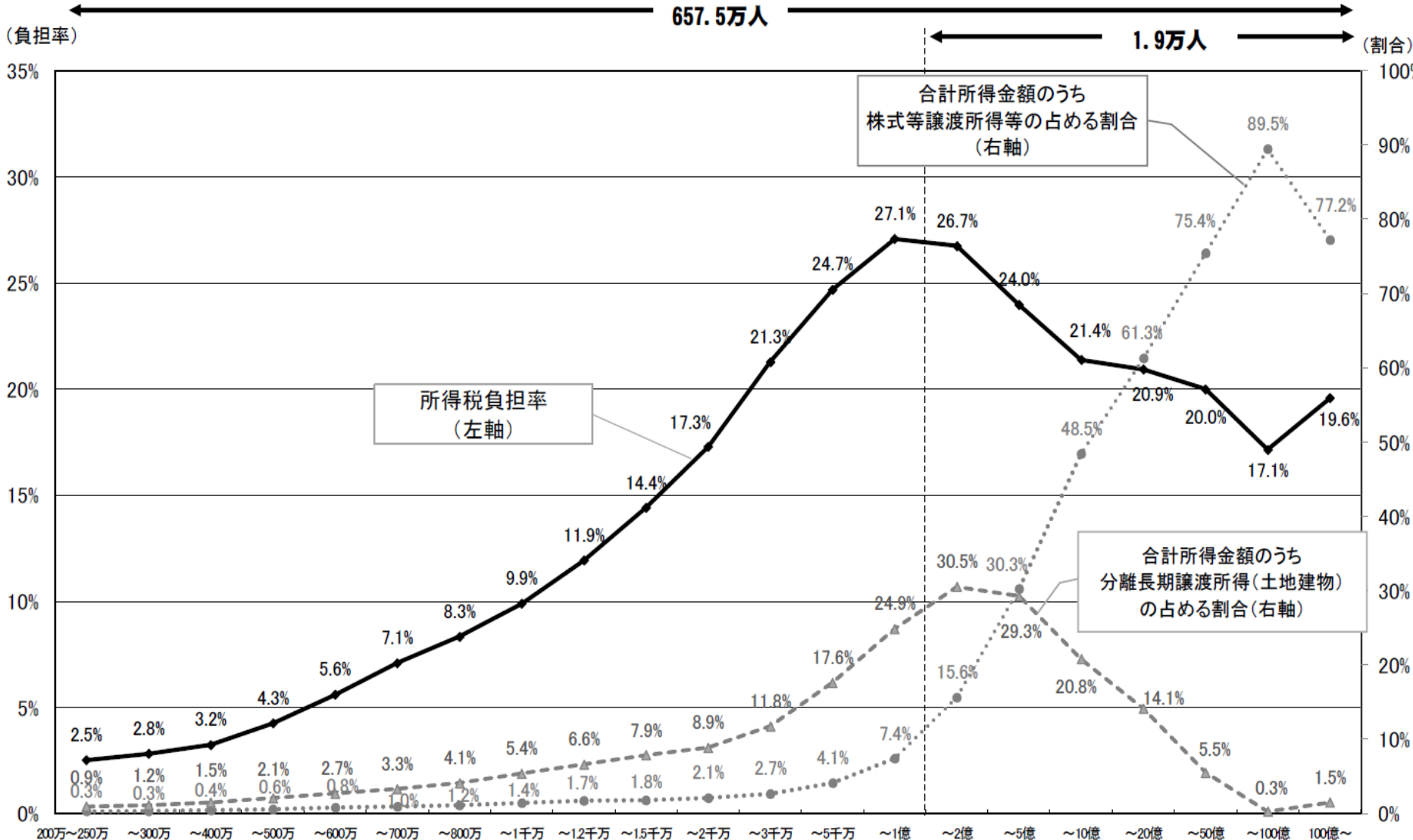
(参考) 所得税と個人住民税の税収及び比率

平成18年度決算 約17.1兆円:約 9.1兆円(34.8%)

令和2年度決算 約19.2兆円:約13.4兆円(41.1%)

申告納税者の所得税負担率

令和2年分



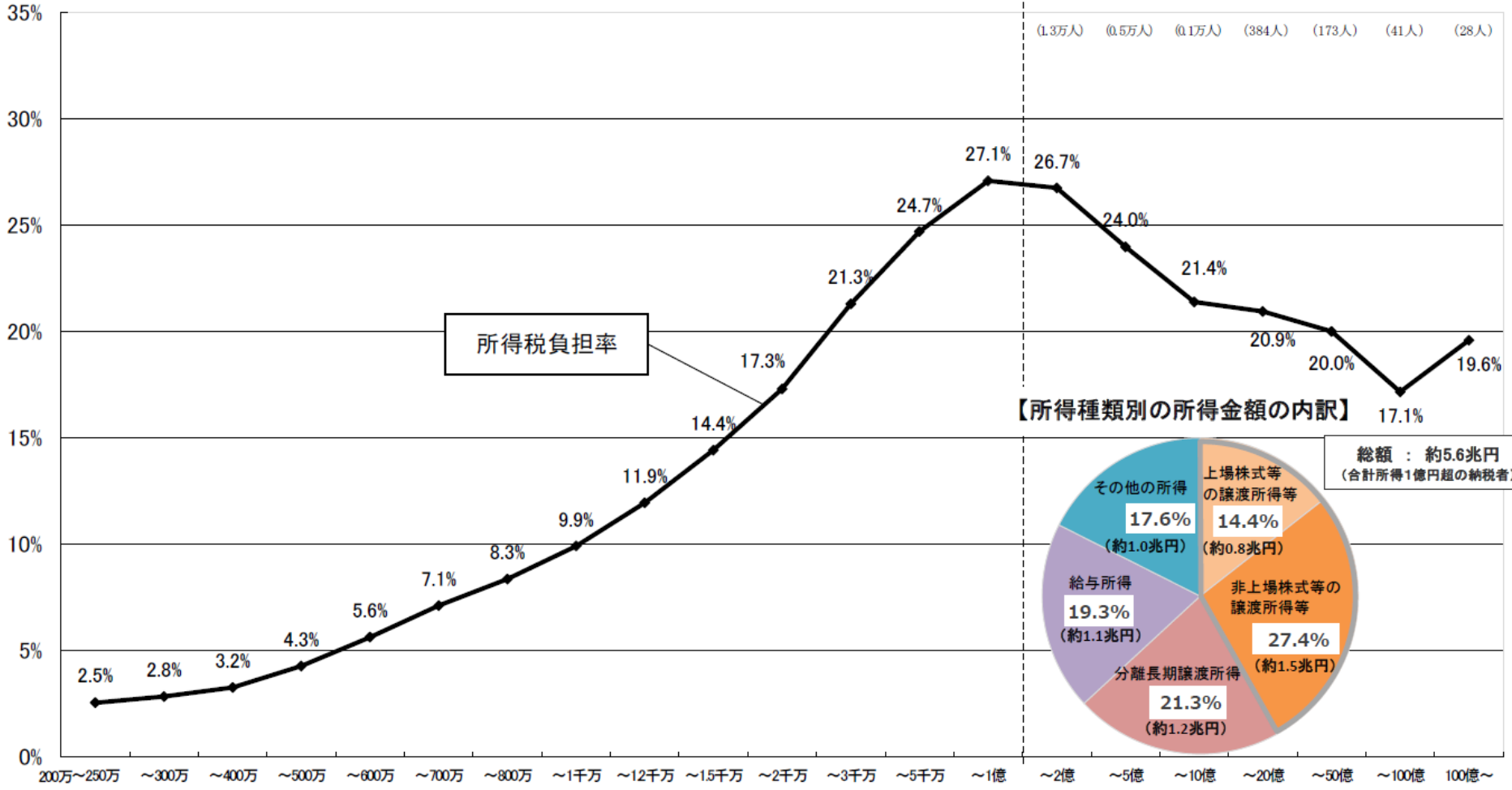
(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。
 (注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。
 また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

申告納税者の所得税負担率

657.5万人

1.9万人

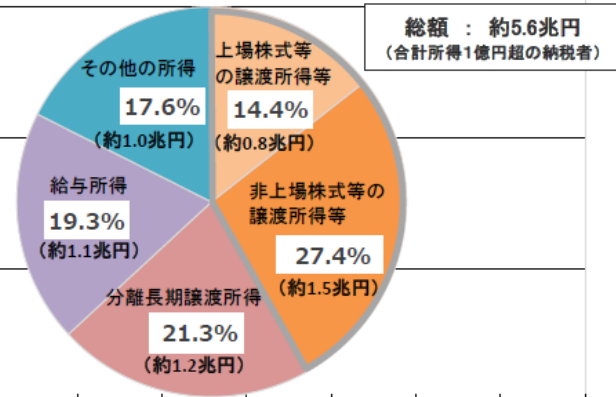
(負担率)



(1.3万人) (0.5万人) (0.1万人) (384人) (173人) (41人) (28人)

所得税負担率

【所得種類別の所得金額の内訳】



(合計所得金額:円)

(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税(株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得)の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のもの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

個人住民税における利子等に対する分離課税

- 利子、配当、株式等譲渡益等に対する課税は、所得税と個人住民税が一体として設計。個人住民税については、総合課税(10%)とは異なる分離課税の税率(5%)が適用されている。
- このため、高所得者ほど合計所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合が高い状況を踏まえると、個人住民税においても、高所得者ほど負担率が低くなる傾向があると考えられる。

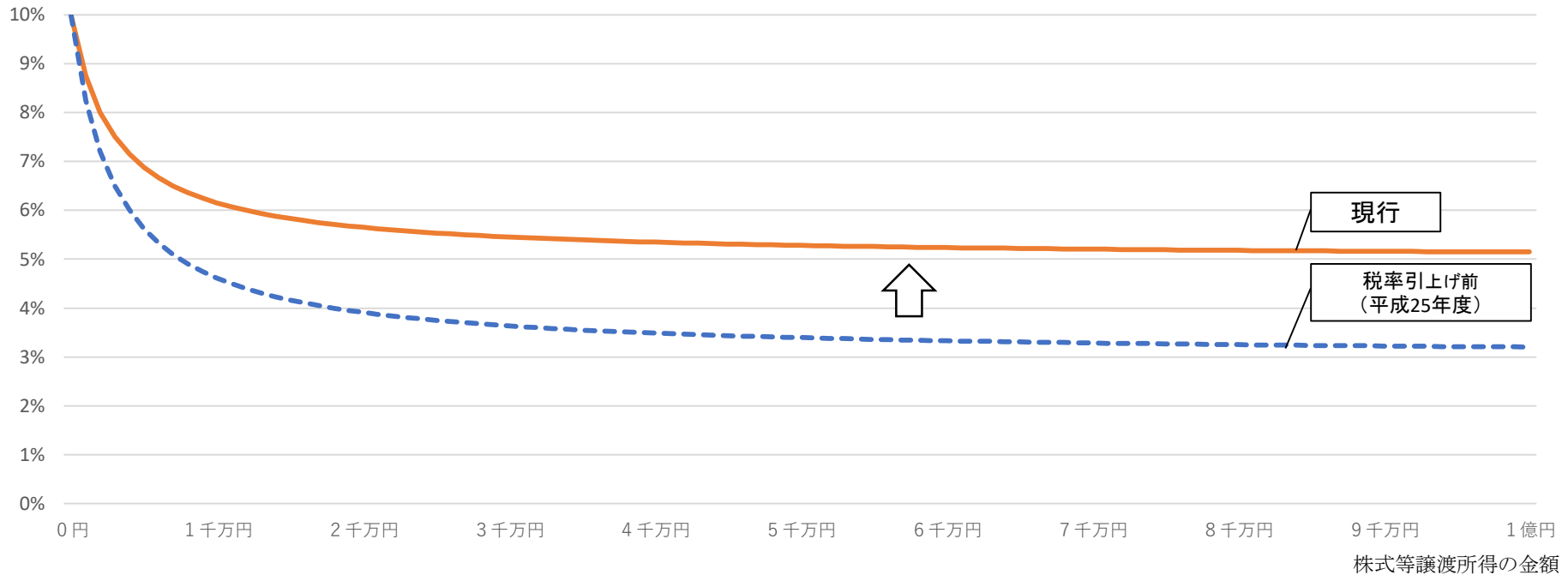
	総合課税	分離課税	
所得税	5%~45%	15%	} 20%
個人住民税	10%	5%	

個人住民税の負担率

- 個人住民税は、所得割の税率が10%である一方、分離課税における税率は5%に設定。
- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高い状況下において、所得税の「1億円の壁」と様相は異なるものの、個人住民税においても高所得者層で負担率が低下。

(給与所得者 課税標準額300万円の場合)

個人住民税負担率



令和4年6月7日
閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(1) 人への投資

- ・（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

2. 個人住民税の所得控除等

給与所得者の個人住民税額計算のフローチャート

← 所得税と同一の計算 →

個人住民税独自の計算

※ 所得計算については、所得税の計算の例によることとされている。

給与所得控除 (注)

～ 162.5万円	55万円
～ 180万円	40%－ 10万円
～ 360万円	30%＋ 8万円
～ 660万円	20%＋ 44万円
～ 850万円	10%＋ 110万円
850万円	195万円

所得控除

基礎控除	最高	43万円
配偶者控除	最高	33万円
扶養控除		33万円
特定扶養控除		45万円
障害者控除		26万円
(特別障害者)		30万円)
社会保険料控除		
生命保険料控除		
医療費控除	など	

(参考) 所得税

最高	48万円
最高	38万円
	38万円
	63万円
	27万円
	(40万円)

給与収入(年間収入)

給与所得の金額の計算

給与所得控除

給与所得の金額

課税所得の金額の計算

所得控除

課税所得の金額 (課税ベース)

税額の計算

【標準税率】10%(都道府県4%、市町村6%)

※指定都市に住所を有する者は、都道府県2%・市町村8%
※所得税は累進税率とされている。

※所得税とは控除の種類や控除額に差異がある。

税額控除

調整控除
寄附金税額控除
住宅ローン控除
など

算出税額

納付税額

(注) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

(1) 個人住民税の意義

① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

(3) 個人住民税の課題

① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることとなります。

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

所得控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			令和3年度	(参考) 所得税(令和2年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 48万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下 である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親 族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する 者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を 常況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総 所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

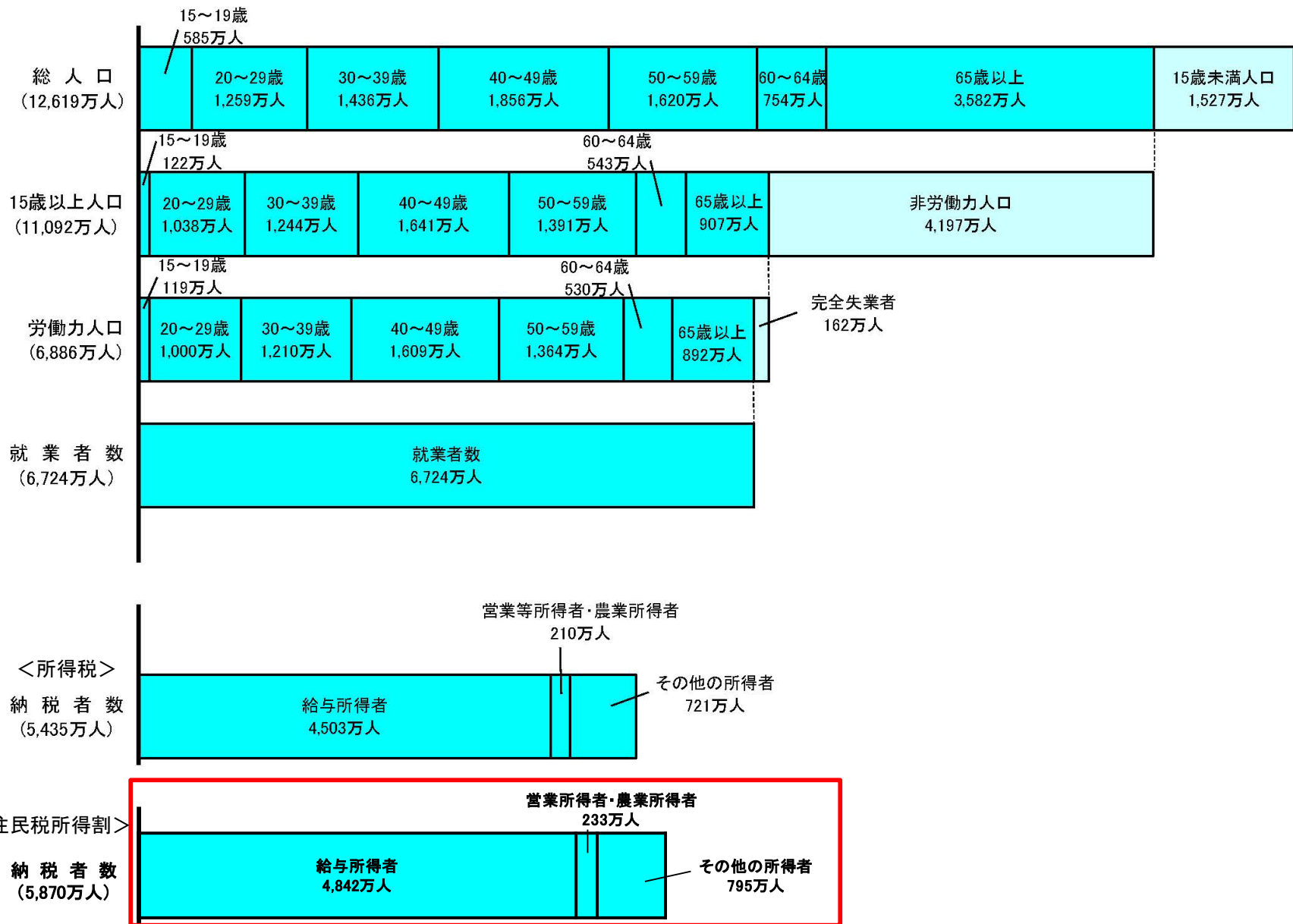
その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除 ※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除 ※	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除 <small>セルフメディケーション税制 平成29年から令和8年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている納税者が、その納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に控除</small>	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医 療 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれかの低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た ス イ ッ チ O T C} \\ \text{医 薬 品 等 の 購 入 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{1万2千円} \end{array} \right\} = \text{控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$
社会保険料控除 ※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除 ※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 <u>2万8千円</u> ） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 <u>2万8千円</u> ） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 <u>2万8千円</u> ） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 <u>3万5千円</u> ） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 <u>3万5千円</u> ） ※各保険料控除の合計適用限度額を <u>7万円</u> とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の2分の1の金額を控除（最高限度額 <u>2万5千円</u> ） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高 <u>2万5千円</u> とする。

(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

(注2) 寄附金控除は個人住民税においては、税額控除。

個人住民税所得割の納税義務者数(令和2年度)



(出典) 総人口、15歳以上人口、労働力人口及び就業者数は、総務省「令和元年 労働力調査年報」による。納税者数は、総務省「令和2年度 市町村課税状況等の調」による。

(注1) 納税者数のうち、その他の所得者には、就業者に該当しない納税者が含まれる。

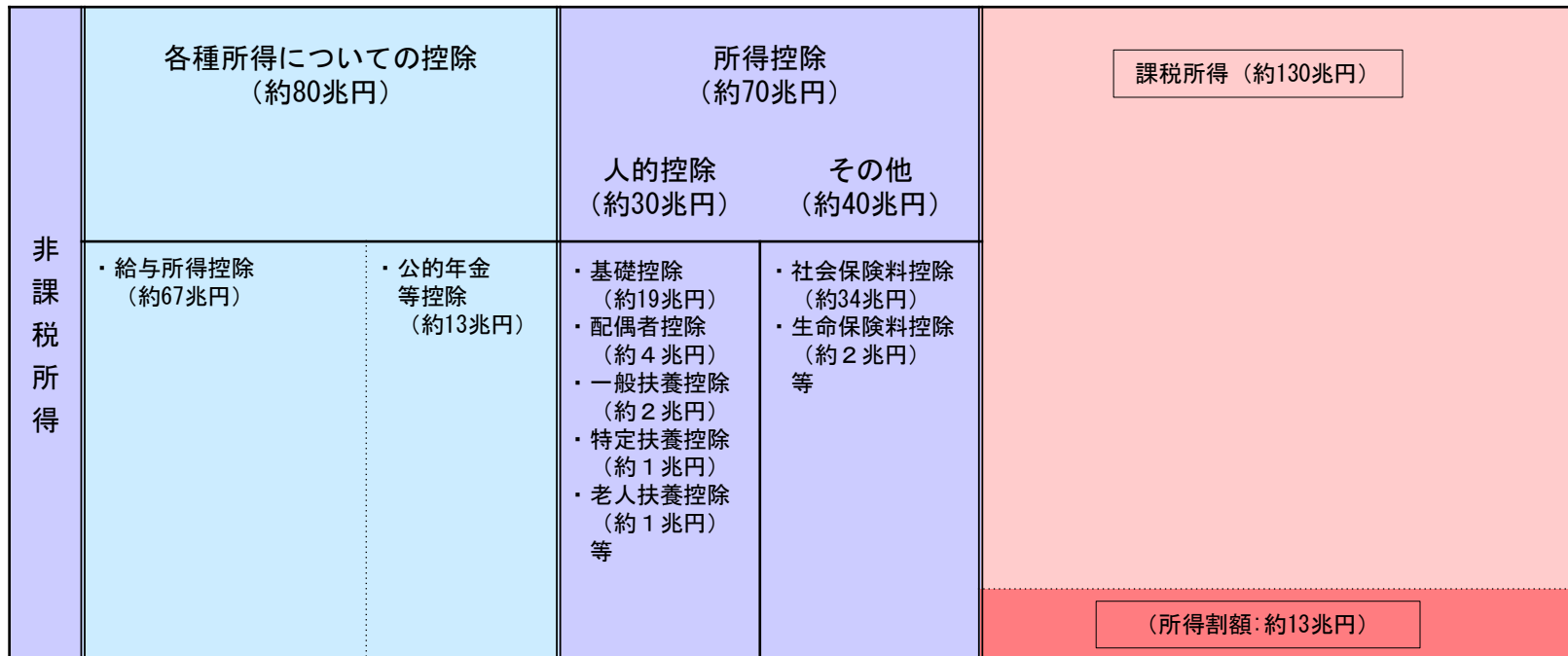
(注2) 表中の係数は、総数に分類不可又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

個人住民税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)



(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ (上記の所得割額に対し、約0.7兆円の税額控除(調整控除、寄附金税額控除、住宅ローン控除等)が適用。)

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

(2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性

他方、我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。

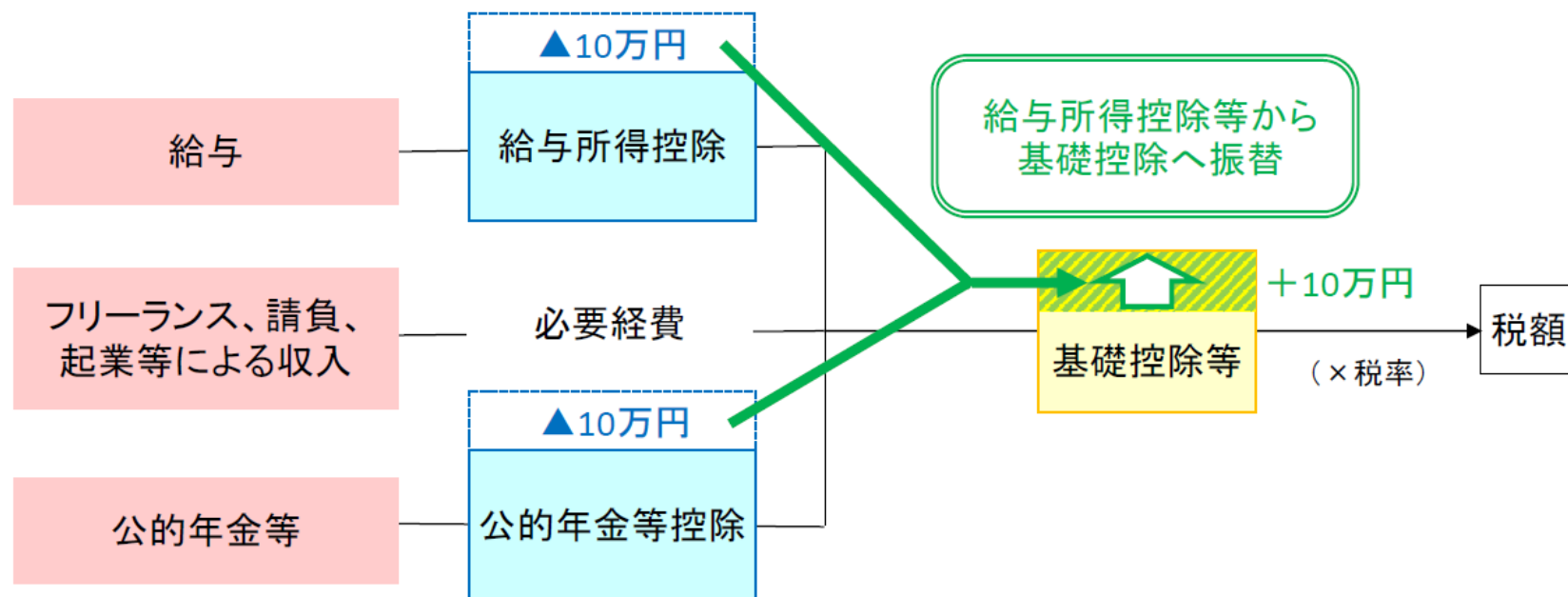
また、非正規雇用の増加により所得格差が拡大しており、家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増えているとの指摘もあるなど、家族のセーフティネット機能が低下している。

これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられる。税負担の調整における「人的控除」の役割を高めるとともに、そのあり方を所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から見直していく必要がある。今後、このような観点から、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していくべきである。その際、様々な経済社会の構造変化を踏まえ、それぞれの控除の役割を見直すとともに、できる限り簡素な制度を構築するという視点も重要である。

基礎控除への振替（平成30年度改正）

- 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。
- 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。

[令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]



※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする 個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)(抄)

〔平成26年11月7日
政府税制調査会〕

2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

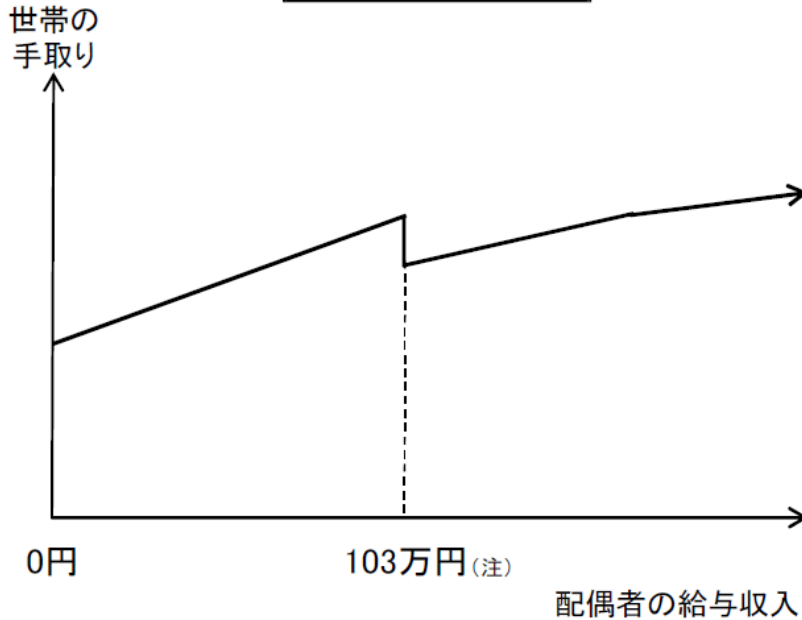
現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。

- ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘がある。
- ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘がある。
- ・ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないかと、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されている、との指摘がなされている。

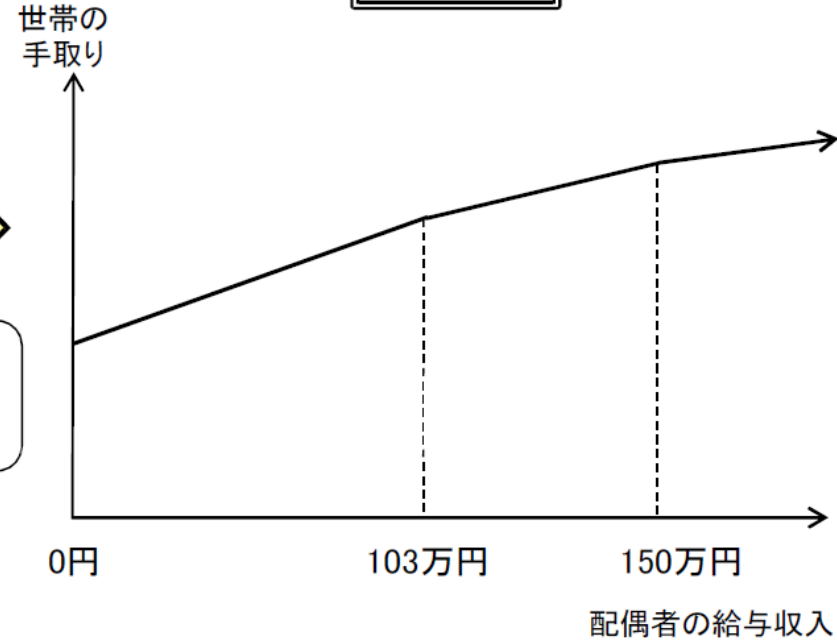
いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。

昭和61年以前



現行



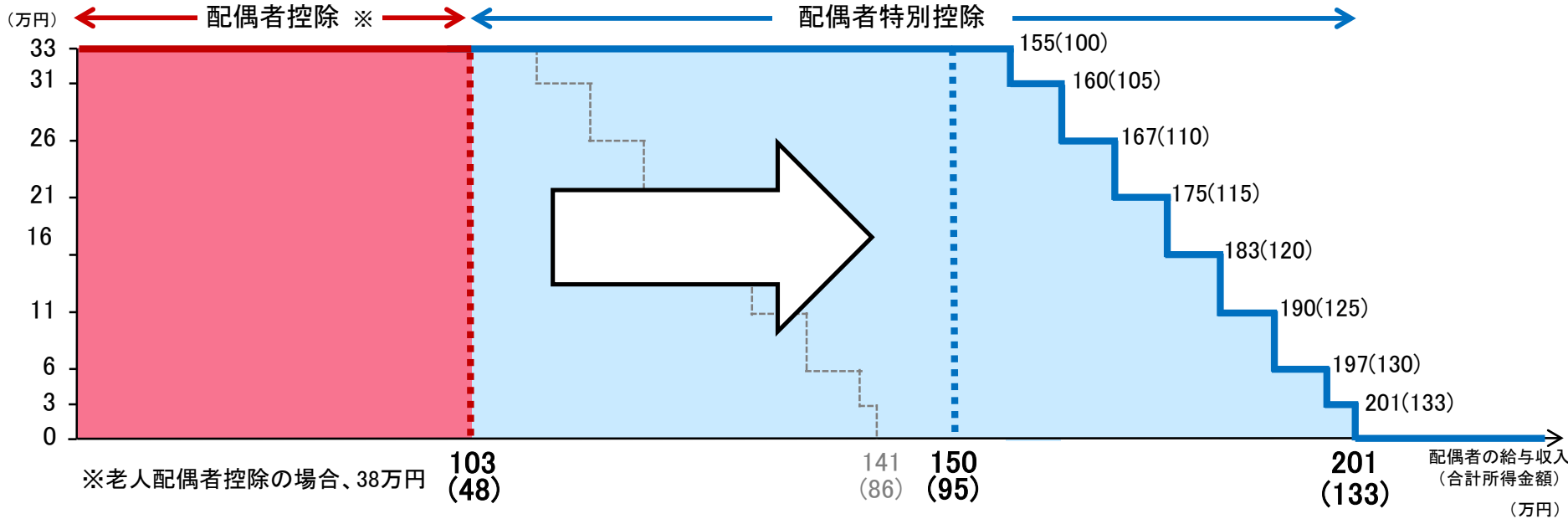
配偶者
特別控除
の導入後

(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(個人住民税・平成29年度改正)

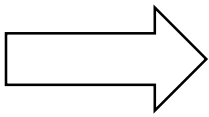
○ 納税者本人の給与収入が1,095万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前: なし
(配偶者特別控除は、給与1,195万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)

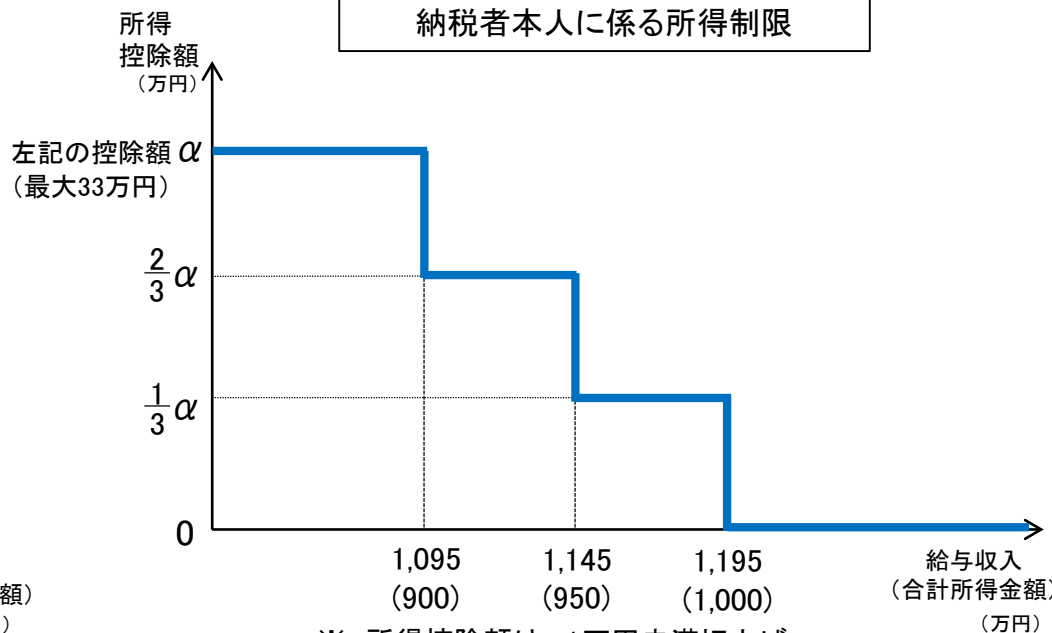
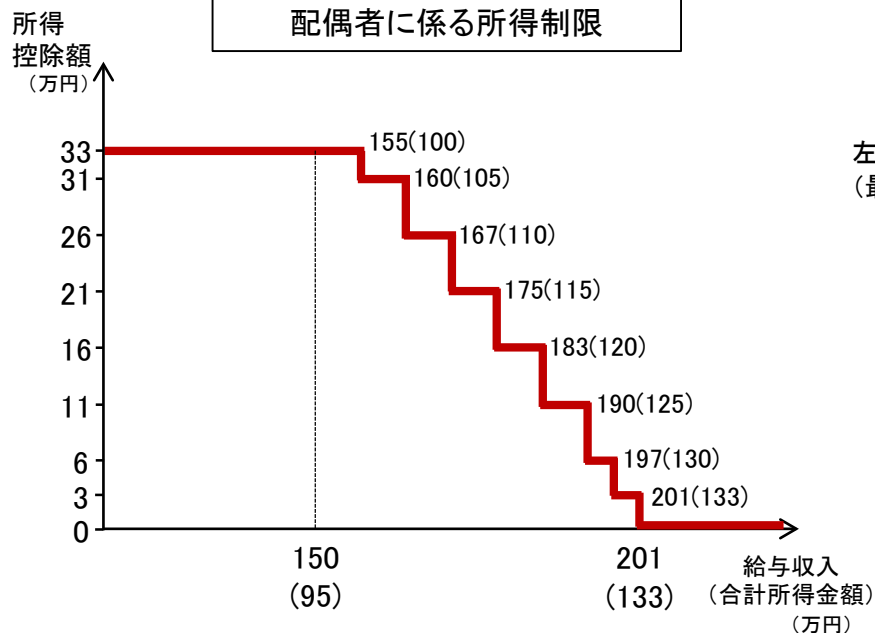


見直し後:
給与1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)超1,195万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095~1,145万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145~1,195万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)
納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

控除額を納税者本人の所得に応じて 逡減・消失させていく仕組み（個人住民税・平成29年度改正）

令和元年度分以後の
個人住民税について適用



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額)

(単位:万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～48)	～150 (～95)	～155 (～100)	～160 (～105)	～167 (～110)	～175 (～115)	～183 (～120)	～190 (～125)	～197 (～130)	～201 (～133)	201～ (133～)
～1,095 (～900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,145 (～950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,195 (～1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

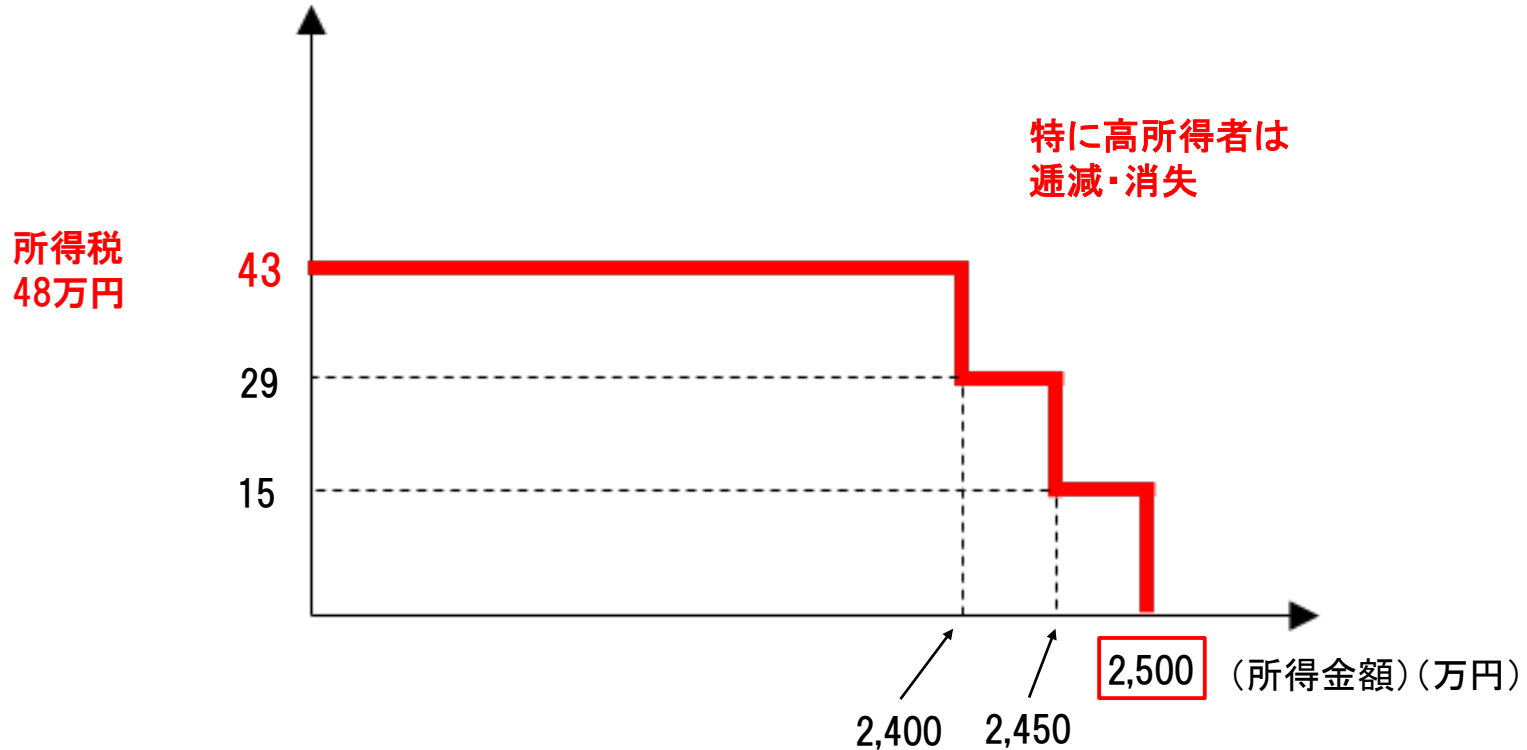
※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①～1,095万円(～900万円)の場合、控除額38万円、②1,095～1,145万円(900～950万円)の場合、控除額26万円、③1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,195万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(注)納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

納税者本人の
給与収入
(合計所得金額)

基礎控除の見直し(平成30年度改正)

- 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、特に高額の所得がある者に限って控除を逡減・消失させる。



第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいものに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。

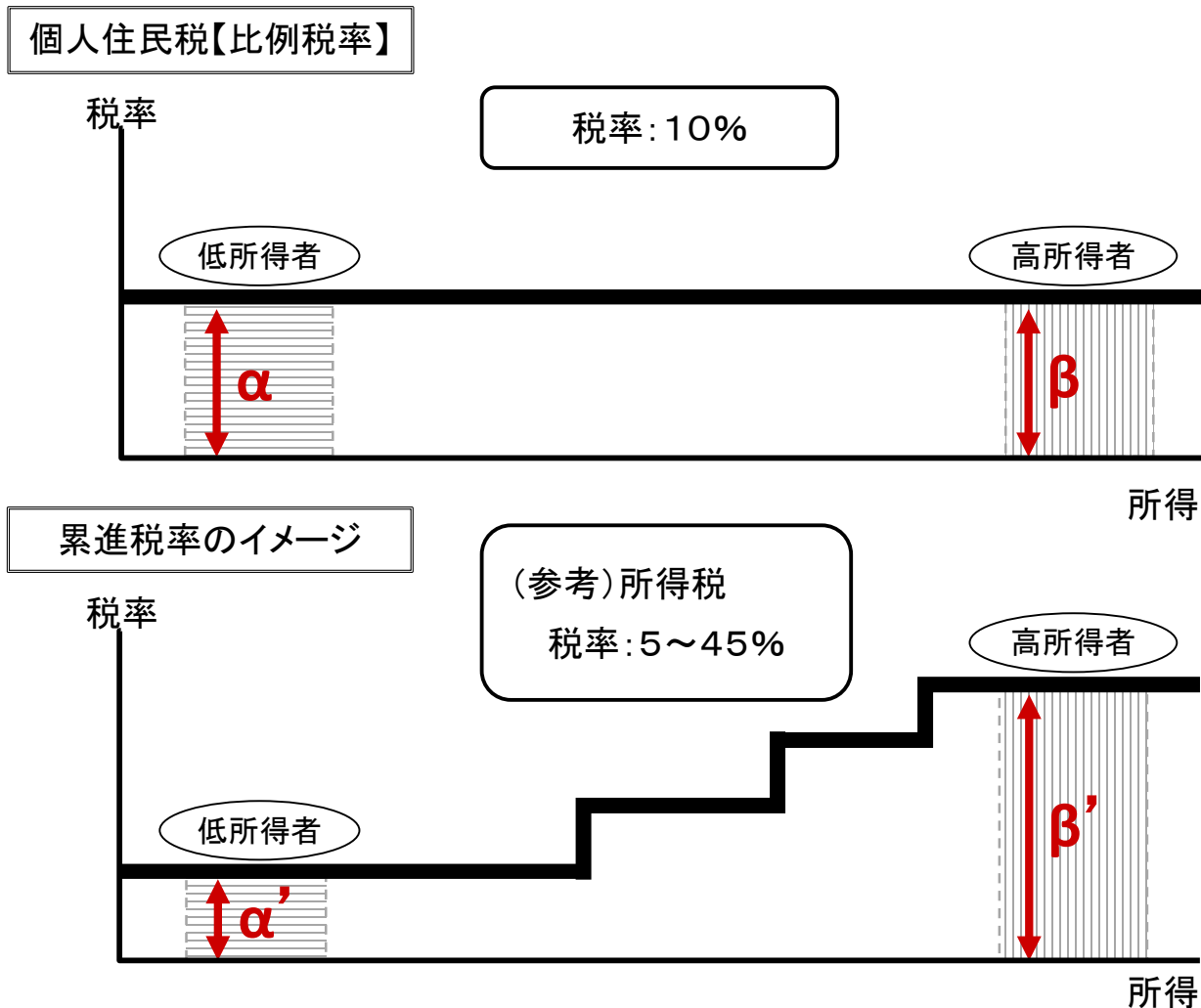
近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

今後、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。

また、個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

個人住民税における所得控除の効果（イメージ）

- 個人住民税は10%比例税率であるため、累進税率を採用する所得税とは異なり、所得の大きさに関わらず所得控除が税額に与える影響は一定。
- また、負担調整効果の観点から見れば、所得控除及び税額控除については、いずれも同じ効果となる。



3. 個人住民税の非課税限度額

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

<非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≦	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	10万円	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≦	35万円	× 世帯人員数	+	10万円	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

2 均等割の税率の引上げ

個人の均等割の税率は、昭和29年度以来、今回の改正前の税率に据え置かれてきた。昭和29年度の改正が道府県民税の均等割の新設に伴うものであり市町村民税から道府県民税へ100円の移譲がされたものであることを考えれば、実質的にはその直前の改正すなわち昭和26年度の改正以来25年間の長期間据え置かれていたことになる。

この結果、個人の均等割は、地域社会の費用について広くその負担を求めると性格のものであるが、この間における国民所得水準や物価水準の変動等及び地方団体の行政サービス水準の向上等の事情を考慮すれば、税負担の適正化の見地から見直しが必要となつたのである。

そこで、今回、所要の見直しが行われたわけであるが、その場合の引上げ幅については、国民所得水準、地方財政規模、消費者物価水準の変動等を勘案し、おおむね3倍とされた。改正後の税率は次のとおりである。(法38、310①②)。

ところで、今回の税率の改正に伴い、従来の人口基準による税率の区分の存廃についても検討が加えられたのであるが、現在、人口規模によつてなお地方団体の行政サービスの水準にも差があることから、従来の人口基準による税率の区分は存続させるべきものとされた。

なお、制限税率については、従前の標準税率と制限税率の比率がそのまま用いられ、かつ、端数が処理されて定められたものである。

次に、今回、個人の均等割の税率の引上げに伴つて、低所得者層の税負担の軽減を図るため、新たに、均等割のみを課すべき者のうち一定の基準に従い市町村の条例で定める所得の金額以下の者について均等割を課さないものとする措置が設けられた。

すなわち、市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないこととされた(法295③)のであるが、この法第295条第3項に規定される政令で定める基準は、

- 1 市町村の条例で定める金額は、法第295条第3項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を当該条例で定める一定金額に乗じて得た金額とするものとする。
- 2 前号の一定金額は、法第314条の2第1項第11号に掲げる金額(同号に規定する老人扶養親族に係るものを除く。)の範囲内において、当該市町村における自治省令で定める世帯につき前年において生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助を行つたとした場合に当該世帯に係るこれらの扶助の金額として算定される金額から自治省令で定める金額を控除した金額を当該世帯に属する者の数で除して得た金額を参酌して定めるものとする。(令47の3)とされ、自治省令においては、自治省令で定める世帯は、①夫妻及び2人の子からなる世帯であること、②借家に居住する世帯であること、③収入のない世帯であること、のいずれにも該当する世帯とされ、自治省令で定める金額は40万円とするとされている(規則9の4)。以下、略。

1 低所得者に対する所得割の非課税措置

(1) 経緯

(略)

昭和56年度の税制改正の前提となる財政事情についていえば、既に述べたように財政再建を軌道に乗せることが至上課題であるという極めて厳しい状況にあった。したがって、財政上の見地からは到底課税最低限を引き上げる余地はないということになる。基礎控除、配偶者控除および扶養控除を1万円ずつ引き上げたとしても、平年度約730億円の減収となるからである。

次に、生活保護基準との関連を別にした場合、現在の住民税の課税最低限の水準をどう見るかということである。いろいろな見方がありうると思われるが、消費者物価との対比におけるこれまでの課税最低限の引上げの状況や諸外国との比較から判断する限り、課税最低限が低きに過ぎるということにはならないであろう。

生活保護基準との関連において住民税の課税最低限をどう考えるかについては、さまざまな意見がある。イギリス等に例があるように、生活保護制度と税制とは別個のものであり、要は社会保障によつて一定の生活水準が確保されればよいのであつて、生活保護基準が課税最低限を上回つても差しつかえないとする見方もある。あるいは、現行地方税法では生活扶助を受けている者は非課税とされているので、既に調整が図られているとする見方もある。しかし、実際問題として、生活保護基準程度の収入を得ている者に対し所得による税を課するという建前をとることは問題であろう。

以上の様な点を総合的に考慮して、税制調査会の昭和56年度の税制改正に関する答申は、「現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、課税最低限の引上げ等大幅な減収につながる措置を講ずることは極めて困難であると考えられる。しかしながら、国民生活水準等との関連で特に低所得者層の税負担について配慮を加える必要があると認められることから、一定の所得金額以下の者について住民税を課さないこととする措置を講ずることもやむを得ないと考える。」との判断を示した。このように、低所得者層のみを対象として減税を行えば、減収額も少なく(平年度約14億円、初年度約12億円)、財政上もほとんど問題がないわけである。

以下、略。

(2)非課税措置の考え方

(略)

このような非課税措置の性格は、どう理解すべきであろうか。住民税においては元来人的非課税が設けられており、たとえば所得80万円以下の障害者等担税力の弱い者は所得割を含めて住民税が非課税とされている(地方税法295 I ③)。今回の措置もこれと同様一つの人的非課税を定めたものであり、社会保障水準も勘案して、担税力が弱いと認められる者に対し所得割を課さないこととしようとするものである。したがって、通常零細負担の排除や徴税费節約の観点から消費税等において設けられている免税点制度とは別の制度であると観念される。もつとも、その効果は、免税点制度に類似している。また、今回の措置は、従来から使われている意味での課税最低限を引き上げるものではない。今回の措置により所得割が課されないこととなる者については、課税最低限の引上げと同様の効果が生ずるが、非課税限度額を超える収入を有する者については、基礎控除等の所得控除の金額は変わらないので、収入金額が前年と変わらなければ税額も変わらないことになる。すなわち、非課税限度をこえる収入を有する者にあつては、所得のうち課税対象とならない部分は変わらないという点において、課税最低限も従来と同じ水準であると考えべきである。

次に、非課税の基準を27万円に家族数を乗じたものとしているのは、

- ① 所得割の課税されない収入金額の水準である非課税限度額が、典型的な世帯類型について生活保護基準を上回る水準になるようにすること
- ② 非課税の基準は、各人の担税力の程度を示すとみられる所得のレベルで捉えること
- ③ 簡明な基準であること

に配意したものである。なお、27万円という金額は、このような考え方をとつたことの結果として導かれた数字であり、27万円そのものに絶対的な意味があるわけではない。

今回の非課税措置は、昭和56年度限りの措置とされている。個人所得課税にあつては、中期答申も述べているように、すべての納税者についてその所得から基礎控除、配偶者控除および扶養控除からなる基礎的非課税部分を控除し、その残額に課税する仕組みをとることが簡明かつ合理的であると考えられる。したがって、今回の非課税措置のような方式をとることについては、やむをえないこととはいえ、その適否についていろいろ意見もあるところである。そこで、今回の措置は恒久的な制度とせず、単年度限りのものとしているのである。昭和57年度以降の住民税所得割の課税のあり方については、幅広く検討する必要がある。

昭和56年の生活保護基準は、夫婦子2人の標準世帯で前年に比べて約8%引き上げられて昭和55年の162万3千円から175万3千円の水準となつている。住民税の課税最低限がこれを上回るためには、基礎控除、配偶者控除、扶養控除(現行22万円)を各3万円程度引き上げる必要があるが、そのための減収額は約2千2百億円程度と見込まれ、現行税制の下で他にこのような規模の補てん財源を求めることは至難と言わざるをえない。しかも、昭和56年度限りの措置として設けた非課税限度額175万7千円は、ほとんど改訂後の生活保護基準額と同程度に接近した金額となり、これを僅かに上回るにすぎない状況となった。こうした事情から、昭和57年度の税制改正に関する答申(昭和56年12月、政府税制調査会)は、「明年度においても地方財政は依然として厳しい状況にあると見込まれることから、課税最低限の引上げ等大幅な減収につながる措置を講ずることは極めて困難であると考えられる。しかしながら、低所得者の税負担について配慮をする必要があると認められるので、昭和56年度に設けた住民税所得割の非課税措置を存続せざるを得ないと考える。この場合、国民生活水準の動向等との関連から現行の非課税基準額に若干の調整を加える必要があると認められる」と述べているところである。

したがって、非課税措置を存続させてこれを引き上げることとし、昭和57年度限りの改正措置として、所得金額が27万円に家族数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には9万円を加算した金額以下の者を非課税とした。すなわち昭和56年度に設けられた所得割の非課税措置をさらに1年継続するとともに、現行非課税限度額が生活保護基準額の上昇によつてこれとほぼ同程度に接近していることから、現行の非課税限度額を同程度引き上げることとし、最小限の調整を図るため単身者を除いて更に9万円を加算した非課税基準としたのである(法附則3の3)。

今回の改正においても、この住民税所得割の課税最低限の水準と生活保護基準との逆転現象という問題を踏まえ、所得割の非課税措置の取扱い等が重要な検討課題となつたが、昭和56年度及び57年度の場合と同様の趣旨に基づき、昭和58年度においても、単年度限りの措置として、所得割の非課税措置を存続させることとされた。この点について、税制調査会の「昭和58年度の税制改正に関する答申」は、次のように述べている。

「個人住民税については、(略)、明年度においては、地方財政が引き続き巨額の財源不足に陥ると見込まれる等厳しい状況にあることにかんがみ、課税最低限の引上げ等の住民税減税を実施することは極めて困難であると考え。

しかしながら、低所得者層の税負担について配慮する必要があると認められるので、引き続き現行の住民税所得割の非課税措置を存続すべきである。

なお、昭和59年度以降の措置については、国民生活水準の推移等を勘案して、引き続き検討する必要があると考える。」

昭和58年度分の住民税について設けられた所得割の非課税措置の内容は、昭和57年度の場合と同様であり、具体的には、昭和58年度分の住民税に限り、所得の金額が27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には9万円を加算した金額以下である者については、所得割を課さないとするものである(法附則3の3①、③)。

なお、今回の改正においては、このように非課税基準の引上げは行われていないが、昭和57年の一級地の標準世帯に係る生活保護基準額は186万4千円であり、前述の非課税措置による夫婦二人の給与所得者に係る非課税限度額(188万5千円)はその生活保護基準額を上回っている。

5 所得割の非課税措置の存続と非課税限度額の引上げ

社会保障制度上のものである生活保護基準と税制上の課税最低限とは、その制度の趣旨や仕組みを異にしており、両者を直接比較してその高低を論ずることは困難である。しかし、他方、実際問題としては、生活保護基準額程度以下の収入の者に住民税所得割が課されることはできるだけ避けた方が望ましいと考えられる。

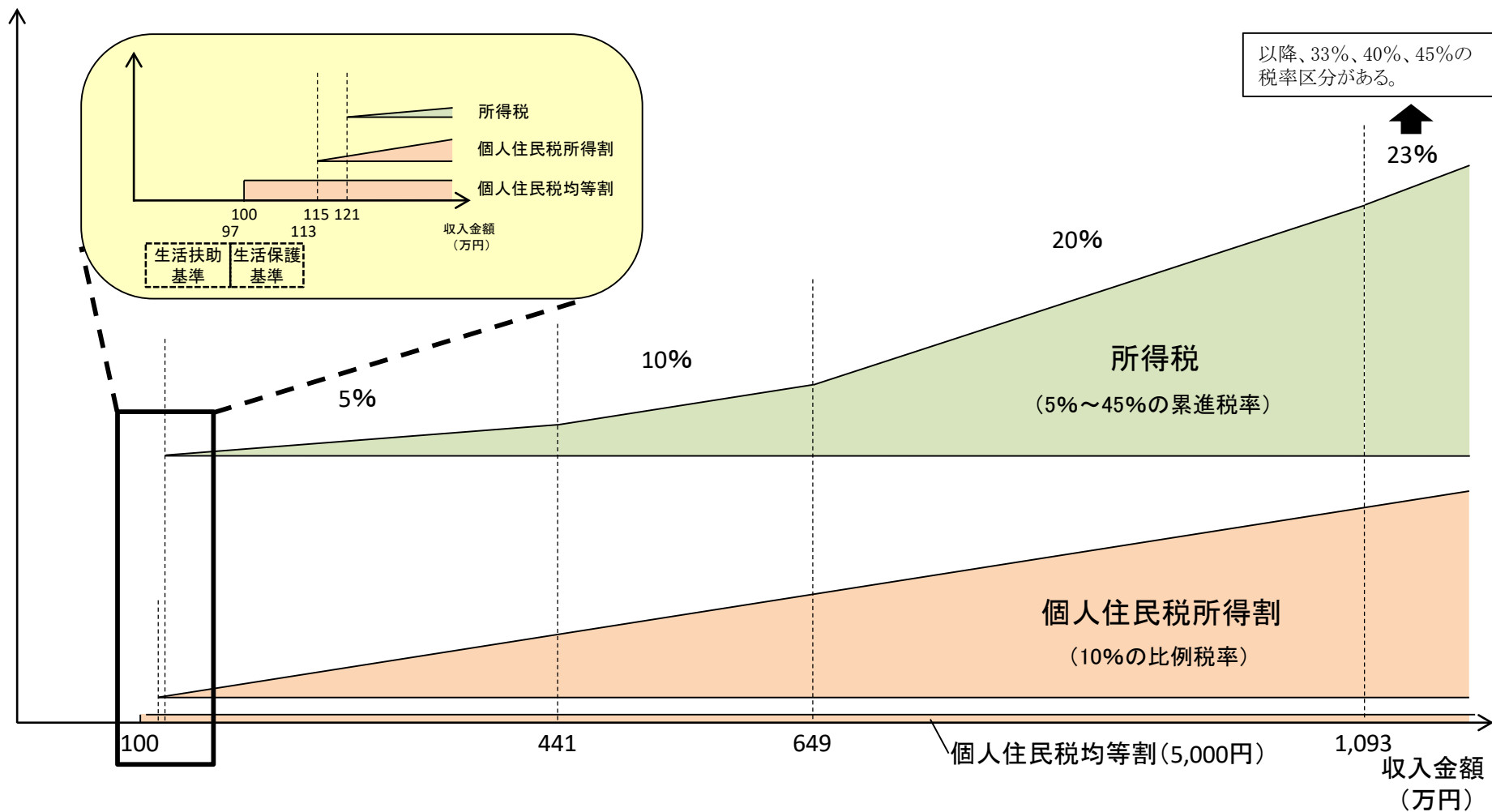
このような考え方のもとに、昭和56年度以降、住民税所得割について、毎年度単年度限りの措置として、低所得者層の税負担に配慮するための一定の非課税措置が講じられてきた。

今回の改正においては、基礎控除等の引上げにより課税最低限を引上げることとされているが、その引上げ後においても昭和59年度の夫婦子2人の給与所得者に係る課税最低限(188万8千円)は昭和58年の生活保護基準額(一級地の夫婦子2人の世帯で193万8千円)を下回る。また、仮に、生活保護基準額を上回るような課税最低限の引上げを行おうとすると、昭和59年度だけについてみても、基礎控除額等を少なくとも27万円にまで引き上げる必要があるが、その場合更に800億円強の減収が生じることになり、現在の厳しい地方財政の下では、その実施は困難であると言わざるを得ない。

そこで、今回の改正においては、「国民生活水準等との関連で、特に、低所得者層の税負担に配慮を加える必要があるという趣旨に基づき設けられている住民税所得割の非課税措置については、地方財政の状況、課税最低限の水準等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、存続させることとすべきである」という昨年11月の税制調査会の中期答申を踏まえ、昭和59年度以降においても、当分の間、所得割の非課税措置を存続させることとし、あわせて、その非課税基準を次のとおり引き上げることとされた(法附則3の3①、③)。

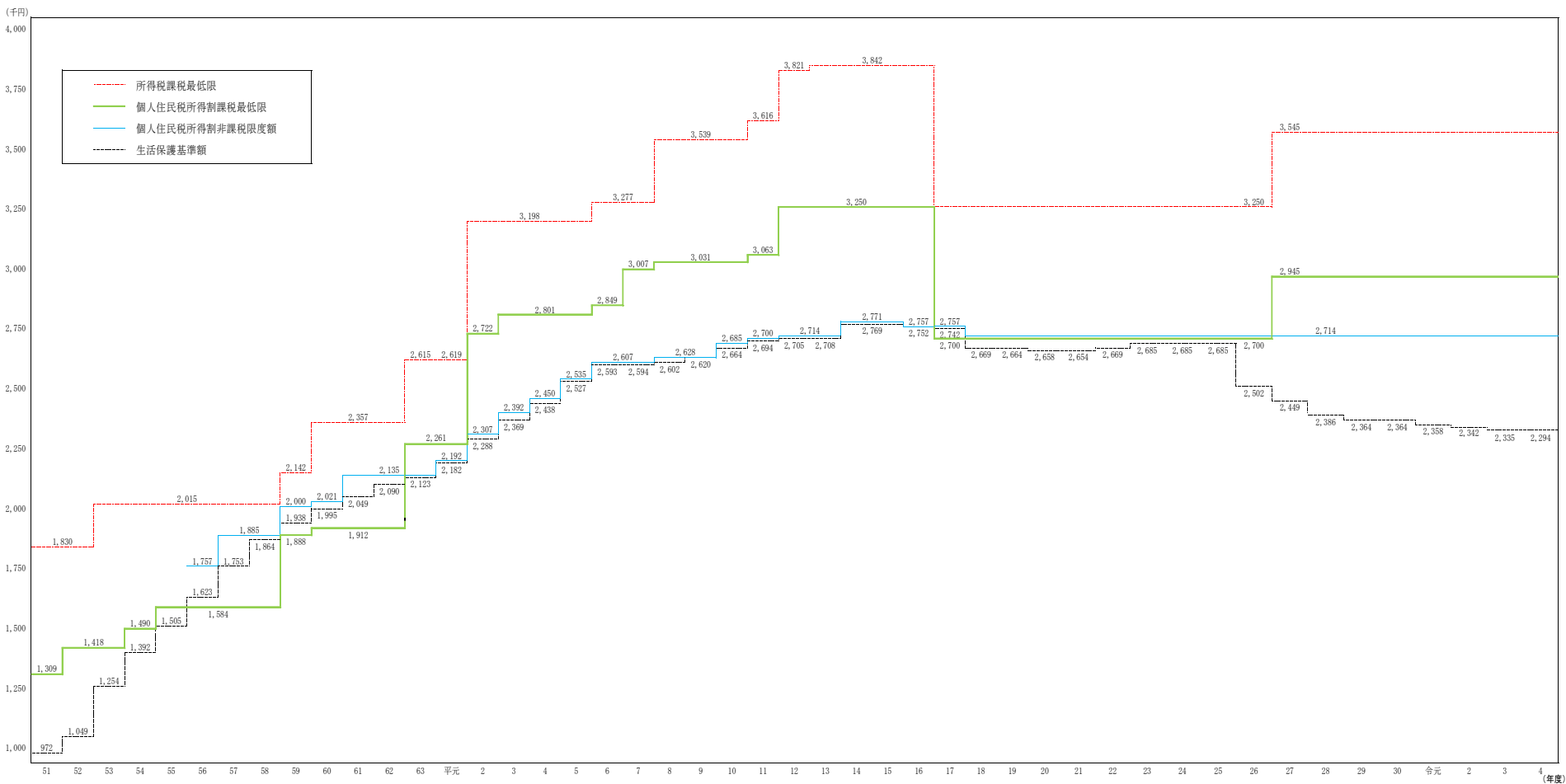
収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)

税負担



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) この他、復興特別所得税がある。

課税最低限・非課税限度額の推移



- (注) 1 課税最低限は、子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象に該当するものとし、かつ、一定の社会保険料が控除されるものとして計算（平成12年度及び平成27年度において、資料作成に用いる社会保険料控除額の近似式の係数の改訂を行っている。）してある。
- 2 所得税の課税最低限は各年度の前年における額である。
- 3 平成10年度の個人住民税及び平成10年分の所得税の課税最低限は、特別減税前の金額である。
- 4 生活保護基準額は、各年度の前年の1級地-1におけるモデル世帯（夫婦2人：夫35歳、妻30歳、子10歳及び4歳）の金額であり、平成14年度（平成13年）以降は、児童養育加算（子1人につき年6万円）を含んでいる。また、平成23年度（平成22年）以降の児童養育加算は、子ども手当の創設に伴う児童養育加算の引上げ分は含まず、引上げ前の児童養育加算の額としている。
- 5 平成17年度からモデル世帯における第1子の年齢を10歳（変更前9歳）としている。
- 6 令和元年度より、生活保護基準額に代わり生活保護基準相当額（生活保護基準額（児童養育加算を含む。）-児童手当）としている。

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(各府省に対する調査結果)

未定稿

社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

(令和2年8月時点)

関連制度 (予)=予算事業	基準
児童手当(受給資格に係る所得制限)	①⑥
母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限)	①⑥
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	①
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	①
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	①⑥
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	①②⑥
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	①④⑥⑦
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	①③⑥⑧
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	①
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	①④⑥
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	①
私立大学等経常費補助(自己負担額)	①
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)	①
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)	①
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	①②③
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	①②③
恩給(支給額)	③
国会議員互助年金(支給額)	③
すまい給付金(給付額)(予)	④
子ども・子育て支援制度(保育料)	④⑤
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	④⑥
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	④
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	④
高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限)	④⑤

関連制度 (予)=予算事業	基準
高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予)	④⑤
私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予)	④
高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予)	⑤
専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予)	⑤
児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	⑤⑥⑦
未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	⑤⑥⑦
養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	⑤⑥⑦
養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	⑤
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	⑥
独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	⑤⑥⑦
拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	⑥
日本放送協会放送受信料(免除要件)	⑥
生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限)	⑥
特許料金等の減免措置(減免の要件)	⑥⑦
原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予)	⑦
就職促進手当(受給資格に係る所得制限)	⑦
中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限)	⑦
老齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限)	⑧
若年定年退職者給付金(給付額)	⑧
義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限)	⑧
給付型奨学金(受給資格に係る所得制限)	⑧
貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	⑧

- ① 総所得金額等・合計所得金額 ② 基礎控除後の総所得金額等 ③ 課税総所得金額等 ④ 個人住民税所得割額
 ⑤ 個人住民税所得割非課税 ⑥ 個人住民税均等割非課税 ⑦ 所得税額 ⑧ その他

平成27年11月
政府税制調査会

第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

4. 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税のあり方

個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する観点から控除のあり方を全体として検討するにあたっては、所得税における控除のあり方と併せて、個人住民税における控除のあり方も検討課題となる。その際には、個人住民税が比例税率であることから各種方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに加え、上に述べたような個人住民税の果たすべき役割を踏まえた検討を行う必要がある。また、検討にあたっては、マクロでの財源確保と併せて、個人住民税の税収の地域間の格差を拡大しないようにするという視点も重要である。

個人住民税は、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を有しており、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。

さらに、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額等などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である。

4. 個人住民税の現年課税化

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度	現年課税化により期待される効果及び問題点、導入する場合に考えられる方向性
平成20年度	源泉徴収義務者の事務負担等の現状、源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
平成21・22年度	源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
平成23年度	所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
平成24年度	源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査、 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
平成25年度	所得税方式、市町村精算方式における事務負担
平成26年度	現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
平成27年度	マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
平成28年度	切替年度の税負担のあり方
平成29年度	現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
平成30年度	マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
令和元年度	市町村精算方式
令和2年度	企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、 市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
令和3・4年度	過去の議論を踏まえた検討

→ 来年度においては、これまでの議論の成果を踏まえつつ、マイナンバーカードやマイナポータルが国民に普及した場合における現年課税実現の条件等について検討することとしてはどうか。